

五

印

閣下第一〇五號

案起

昭和二十七年四月三十日

決定

昭和二十七年四月三十日

施行

昭和二十七年四月二十八日

内閣總理大臣

了

内閣官房長官

印

内閣總理大臣官房秘書長

總理府事務官

印

印

内閣官房副長官

印

日本国との平和条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の発効について左案により内閣告示をもって告示することとした。

告示案

別紙のとおり。

案

内閣告示第一号

日本国との平和条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、それぞれ
両条約所定の條項により昭和二十七年四月
二十八日午後^後十時三十分（アメリカ合衆国東部
標準時で同日午前八時三十分）に効力

発効の日時は外務省の公
式報告によつて確定するものと

総
理
府

を生じた。

昭和二十七年四月二十八日

内閣総理大臣

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

案

後案

内閣告示第 号

案

告示案は外務省と仰儀
案文を提出せしめ納付
時刻 寄託国名は外務省の
所定に依る。

日本国との平和条約及び日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約は、両条約所定の
條項により、今四月二十八日午後 時 分に
効力を生じた。なおこの効力発生のとき

総
理
府

案

告示案

内閣告示第 号

告示案は外務省と協儀
案文を提出せしめ、詢
時刻、寄託国名は外務省の
事務に付す。

日本国との平和条約及び日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約は、両条約所定の
條項により、今四月二十八日午後 時 分に
効力を生じた。なおこの効力発生のとす、

総
理
府

までに日本国との平和条約の批准書をアメリ
カ合衆国政府に寄託した国は、次のとおり
である。

…… (国名列記) ……

右告示する。

年 月 日

内閣総理大臣

総
理
府